

都道府県薬剤師会ご担当者様

日本薬剤師会事務局 学術業務課

**【日本薬剤師研修センター】**  
薬剤師研修・認定電子システム（PECS）に係る  
「研修認定薬剤師制度」実施要領の変更点等について

日本薬剤師センターのPECSへの移行に伴い、「研修認定薬剤師制度」の実施要領の読み替えが行われています。本会に寄せられる質問が多い点、及び研修センターのホームページ掲載場所がわかりにくい点について以下の通りまとめました。ご参考ください。

**1. 新規認定申請時の単位の有効期間について**

新規認定申請の場合、「PECSで認定申請する日から起算して「4年以内の40単位」が有効」と変更になりました。これにより、遡って4年を経過した単位は申請に使用できないため、40単位を取得したらすぐに申請することが重要となりました。

- ・研修センターHP「研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え（変更）について（令和4年1月11日から同年3月31日まで適用）5 研修認定薬剤師の認定及び更新（1）」

<別紙1> <https://www.jpec.or.jp/download/jisshiyoryoyomikae.pdf>

**2. 認定期間について**

認定期間は、新規、更新ともに、認定の開始日から3年間です（変更ありません）。

**3. 更新申請期間について**

更新の申請期間については、「1か月後まで」であったのが「認定期間終了日の2か月前から3か月後まで」と申請期限が2か月延長されました。一方で、認定を受けていたことのある者が再び新規認定申請を行う場合は、「認定期間終了日の3か月後の翌日から申請可能（認定期間中及び認定期間終了後の3か月後までは申請不可）」とされました。

- ・研修センターHP「PECS移行に伴う主な変更点（研修認定薬剤師の認定申請関係）」

<別紙2> <https://www.jpec.or.jp/download/henkotensetsumei.pdf>

何らかの事由で更新申請ができず新規認定申請を行う必要がある場合、上記下線部の事由により、認定期間が3か月以上程度途切れる可能性があることから、移行期であることに鑑み「本日より1年の間（令和5年1月23日まで）は、支障解除のために必要な措置を講ずることとします。」とのお知らせが掲載されております。この措置を受けるには、認定期限日より前に十分な余裕をもって「[jpec@jpec.or.jp](mailto:jpec@jpec.or.jp)へ自らの状況を記載してお申し出ください（状況についての記録が必要なため、口頭では対応できかねます）。」とのことでした。

- ・研修センターHP「新規認定申請に関する留意事項」（令和4年1月24日）

<別紙3> <https://www.jpec.or.jp/download/shinkiryuujikou.pdf>

以上

研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え（変更）について（令和4年1月11日から同年3月31日まで適用）

	現行規定	読み替え後
5 研修認定薬剤師の認定及び更新	(1)研修認定薬剤師として最初の認定に必要な単位は40単位とし、最初の認定を受けるための研修期間は、最初に単位を取得した日より起算して4年間以内とする。ただし、毎年5単位以上取得すること。	(1)研修認定薬剤師として最初の認定に必要な単位は40単位とし、最初の認定を受けるための研修期間は、認定申請日より遡って4年間以内とする。
	<p>(4)単位認定の制限 ア 実習研修及び自己研修については、最初の単位を取得した日または更新を受けた日より換算して各々年間5単位を認定の上限とする。なお、新カリキュラム対応研修の単位を薬剤師研修支援システムにより取得した場合は、この上限を除外する。ただし、この取得単位が実習研修、自己研修の各々年間5単位の認定の上限を超えた場合は、他の実習研修単位、自己研修単位は累積単位として認めない。</p> <p>イ グループ研修については、前(1)項の40単位及び前(3)項の30単位のうち5単位を認定の上限とする。</p>	<p>(4)単位認定の制限 ア 実習研修は、集合研修に合算するものとし、その認定の上限はないものとする。自己研修は、研修期間1年につき5単位を認定の上限とする。</p> <p>イ グループ研修は、自己研修に合算するものとし、1回の認定申請につき5単位を認定の上限とする。</p>

<p>10 研修認定薬剤師の認定手続</p>	<p>(1)「5の(1)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、「研修認定薬剤師新規申請書」(実施細則で定める。)に「6の(1)のア」の「研修手帳」及び必要事項を記入した「生涯学習自己診断表(薬剤師生涯研修の指標項目)」(実施細則で定める。)を添えて提出することとし、「16」の認定申請料を納めるものとする。認定の日付は原則として申請書内の「2. 申請日」とし、次回の更新(3か年)はこの日から起算する。なお、申請日以前に取得した単位は次回更新の単位には充当できない。</p>	<p>(1)「5の(1)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、薬剤師研修・認定電子システム(PECS)を利用し、その提示に従って必要事項を入力し、かつ認定審査料を納めることにより、新規申請を行うものとする。この場合、申請後にPECSより送信された申請受理連絡を印刷したものを添えて、研修受講シールを貼付した薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表を研修センターに送付すること。認定の日付は、研修センターでの審査を終えて認定を決定した日とする。認定期間(3か年)はこの日から起算する。なお、申請日から認定日までの間に取得した研修受講単位は次回の更新申請の単位として使用できる。</p>
	<p>(2)研修センターは、「研修認定薬剤師申請書」等の内容を審査のうえ、研修認定薬剤師として認定された者については「研修認定薬剤師名簿」(実施細則で定める。)に記載し、「研修認定薬剤師証」(実施細則で定める。)を交付する。</p>	<p>(2)研修センターは、審査のうえ、認定した場合、PECSによってその記録を保存し、認定者に「研修認定薬剤師証」(実施細則で定める。)を交付する。</p>

11 研修認定薬剤師の更新手続	(1)「5の(3)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、「研修認定薬剤師更新申請書」(実施細則で定める。)に「6の(1)のア」の「研修手帳」及び必要事項を記入した「生涯学習自己診断表(薬剤師生涯研修の指標項目)(実施細則で定める。)を添えて提出することとし、「16」の認定申請料を納めるものとする。	(1)「5の(3)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、薬剤師研修・認定電子システム(PECS)を利用し、その提示に従って必要事項を入力し、かつ認定審査料を納めることにより、更新申請を行うものとする。この場合、申請後にPECSより送信された申請受理連絡を印刷したものを添えて、研修受講シールを貼付した薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表を研修センターに送付すること。
	(2)研修センターは、「研修認定薬剤師申請書」等の内容を審査のうえ、「研修認定薬剤師証」を交付する。	(2)研修センターは、審査のうえ、認定した場合、PECSによってその記録を保存し、認定者に「研修認定薬剤師証」(実施細則で定める。)を交付する。
14	14 都道府県薬剤師研修協議会の経由「10」、「11」、「12」及び「13」に係る申請及び交付等の手続きは、原則として、申請者の所属する団体の所在地の研修協議会を経由して行うものとする。なお、所属する団体がいないときは当該居住地の研修協議会を経由して行うものとする。ただし、海外に住所を有する申請者の場合は、研修センターに直接申請するものとする。	14 申請先 すべての申請は、研修センター(PECS利用を含む。)に対して行うものとする。
15 事務の委任	(1)研修センターは、「14」に定める事務を研修協議会に委託して行うものとする。	(削除)
	(2)前項の委託について、研修センターは、別に定める委託手数料を交付するものとする。	

注：令和4年4月1日以降は、新たな実施要領（現在作成中）を適用することとなる。

PECS移行に伴う主な変更点（研修認定薬剤師の認定申請関係）

項目	2021年12月まで	2022年1月11日から
申請方法	申請書（書面）を送付 住所地の都道府県研修協議会宛	PECS利用（電子的申請）
認定審査料の支払	あらかじめ郵便振替で入金 受領証(写)を申請書類に添付	PECSで提示された方法で決済 クレジット払又はコンビニ払
薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表	申請書と同時に送付  送付先 住所地の都道府県研修協議会宛	PECSで必要事項入力終了後、 送信されるメールを印刷し、 それとともに送付  日本薬剤師研修センター宛
年間の区切	新規 最初の単位取得日から起算	認定申請日(注)から1年ずつ遡って起算 (図1を参照)
	更新 認定期間の初日から起算	認定期間の初日から起算（変更なし） (図2を参照)
認定開始日	新規 申請者の希望日	審査が終了し、認定された日
	更新 認定期間終了日の翌日	認定期間終了日の翌日（変更なし）
更新申請期間	認定期間終了日の 2か月前から1か月後まで	認定期間終了日の 2か月前から3か月後まで
認定を受けたことのある者が再び新規認定申請する場合	(規定なし)	認定期間終了日の3か月後の翌日から申請可能（認定期間中及び認定期間終了後3か月までは申請不可）
認定薬剤師カード（IDカード）の申込	認定申請との同時申込み可能	認定申請とは別に申込み (新規申請の場合は認定されてから)

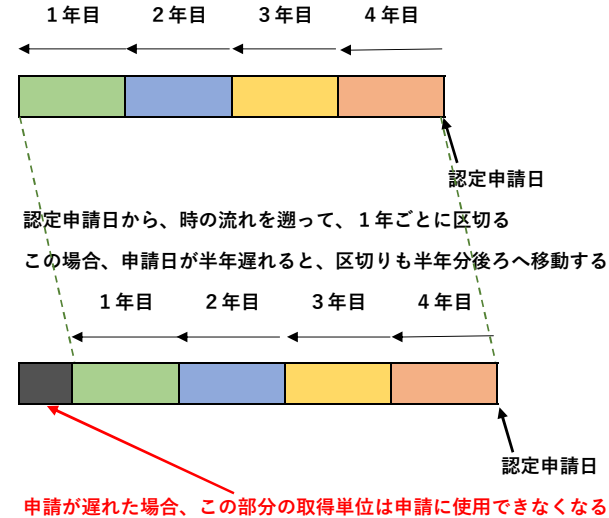
注：認定申請日は、認定申請手続きをPECSで行った日です。

この表は、変更点の主なものを掲げています。

認定申請必要単位数（新規40単位、更新30単位）、認定期間（新規、更新とも3年間）、更新に必要な年間最低取得単位数（毎年5単位）など、変更のないものもあります。

図1

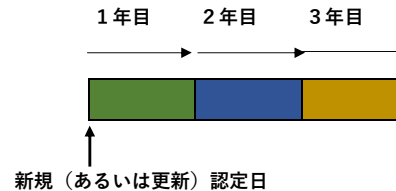
PECSにおける年間の区切り（新規） 2022年1月11日から



新規認定申請に必要な単位数を取得したら、早期に申請することが肝要です。

図2

PECSにおける年間の区切り（更新） 変更なし



新規認定申請に関する留意事項

令和4年1月24日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師の生涯研修は、新たに認定を受けた後、単位取得条件等を満たしつつ更新認定を受けていくべきものと思料いたします。このことから、更新申請の利便性向上のため、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の導入に当たり、更新認定申請の申請可能期間を延長し、認定期間終了後3か月までといたしました。

一方、これにより、現に認定を有している薬剤師が、都合により新規申請を行おうとする場合に支障を生ずるとの指摘がありました。上述の生涯研修のあり方とは異なるものの、新たなシステムへの移行期であることに鑑み、本日より1年の間（令和5年1月23日まで）は、支障解除のために必要な措置を講ずることとします。

この必要な措置を講ずるためには個別の状況を把握する必要がありますので、該当する方は、[jpec@jpec.or.jp](mailto:jpec@jpec.or.jp)へ自らの状況を記載してお申し出ください（状況についての記録が必要なため、口頭では対応できかねます）。この場合、状況によっては、措置をとることができないことがありますので、ご了承ください。

なお、必要な措置をとるまでには最長で1か月を要します。現に有する認定の期限日より前に措置する必要がありますので、十分な余裕を持ってお申し出ください。